

登米市緊急経済・雇用対策本部設置要綱

(設置)

第1 世界的な金融危機の影響により、国内の経済情勢は急激に悪化しており、登米市においても中小企業等の厳しい経営環境や雇用不安が拡大していることから、中小企業等の経営安定と雇用の確保を効果的かつ円滑に推進するため、登米市緊急経済・雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、市内における中小企業等の経営状況、雇用状況などを的確に把握するとともに、国・県が行う雇用対策の関連施策などについて情報収集し、総合的な対策を取りまとめ推進する。

(構成)

第3 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、対策本部を総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、本部の業務に従事する。

(会議)

第4 対策本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ調整検討する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3第2項及び第4の規定を準用する。

(庶務)

第6 対策本部の庶務は、産業経済部商工観光課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月11日から施行する。

別表 1

区 分	職 名
本 部 長	副市長
副本部長	産業経済部長
本 部 員	総務部長
〃	企画部長
〃	市民生活部長
〃	建設部長
〃	福祉事務所長
〃	教育次長（学校教育担当）

別表 2

区 分	職 名
幹 事 長	産業経済部次長
幹 事	人事課長
〃	企画振興課長
〃	市民生活課長
〃	農林政策課長
〃	土木管理課長
〃	長寿介護課長
〃	教育総務課長

※ 参 考

【 事務局員名 】

- ・ 総 括 産業経済部次長兼新産業対策室長
- ・ 担当職員 〃 商工観光課長
- 〃 新産業対策室産業振興対策専門監
- 〃 商工観光課長補佐兼新産業対策室長補佐